

第7章

介護サービス基盤の整備

第1 サービス供給体制の現状

1 区内事業所数の推移

区内介護保険サービス指定事業所数（各年度末現在）

種別	居宅サービス												施設サービス		
	居宅介護支援	訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護	訪問リハビリテーション	居宅療養管理指導	通所介護	通所リハビリテーション	短期入所生活介護	短期入所療養介護	特定施設入居者生活介護	福祉用具貸与	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設
19年度	64	60	5	17	1	557	29	4	6	3	9	18	6	2	1
20年度	55	55	5	15	1	567	30	3	6	3	9	14	6	2	1
21年度	58	59	5	16	2	586	37	3	6	3	11	17	6	2	1
22年度	57	62	6	19	1	574	39	3	7	3	11	14	6	2	1

種別	地域密着型サービス							計
	介護予防支援	認知症対応型共同生活介護	認知症対応型通所介護	小規模多機能型居宅介護	夜間対応型訪問介護	特定施設入居者生活介護 地域密着型	介護老人福祉施設 地域密着型	
19年度	5	4	5	1	1	0	0	798
20年度	5	4	5	1	1	0	0	788
21年度	5	4	5	1	1	0	0	828
22年度	5	5	5	1	1	0	0	822

* 居宅サービス、地域密着型サービスは介護予防サービスを含みます。

* 訪問看護、訪問リハビリテーションおよび通所リハビリテーションの数は、みなし指定の医療機関の数を除いています。

2 基盤整備のための取組みの状況

地価が高く、空地の少ない目黒区の地域特性等を考慮し、民間活力の導入を図るとともに、介護サービスを充実させるため、平成12年度に目黒区独自の介護基盤整備補助制度を設けました。

制度創設当初は必要量に対して供給が不足していた通所介護等を対象としていましたが、近年は地域密着型サービス^{*}である認知症対応型共同生活介護等を対象としています。

整備地区	サービス種別	整備場所	補助年度
北部	認知症対応型共同生活介護	目黒区大橋2-19-1	16
中央	夜間対応型訪問介護	目黒区五本木2-22-7	18
南部	認知症対応型共同生活介護	目黒区目黒本町2-17-1	17～18
西部	認知症対応型共同生活介護	目黒区中根1-10-22	16～17

第2 サービス供給体制の充実に向けて

1 民間事業者の参入促進

介護保険では、介護サービス種類ごとのサービス見込量を確保するため、区内に必要な事業所や施設を、民間事業者の参入により整備することとされています。

地域密着型サービス^{*}については、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう日常生活圏域ごとの計画的な整備が求められます。このため事業者に対し、必要な整備量などについて積極的に情報提供を行い、参入促進を図ります。

2 居宅介護サービスの充実

要介護高齢者には、本人の心身等の状況に、より合ったサービスを身近な地域で選択できることが大切です。

高齢化の進展に伴い中重度の要介護高齢者が増加しており、今後はより一層医療系サービスのニーズが高くなると見込まれます。

これら医療系サービスのニーズに応えるため、第5期から新たに地域密着型サービス^{*}として「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」および「複合型サービス」が創設されます。

目黒区においては、これら新サービスの円滑な導入を図るとともに、医療ニーズの高い要介護者が安心して在宅での生活を続けられるよう、医療のみならず介護や生活支援などを含めた在宅療養の取組みを総合的に展開します。

第3 主な介護サービスの基盤整備計画

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるには、日常生活圏域単位ごとの介護サービスの基盤整備が望まれますが、現状では、事業用地の確保や事業採算性の問題から、日常生活圏域ごとの整備誘導が困難な状況にあります。

このため、基盤整備計画においては、事業所が参入しやすいよう、サービス提供区域にできるだけ偏りが生じないように配慮することを前提として、区内全域の整備目標数を示すこととしました。

1 施設・居住系サービス

高齢化社会が進展し、核家族化が進む中で、目黒区においてもひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯がこれまで以上に増加することが見込まれます。また、療養病床^{*}の再編が平成29年度に予定されていることもあり、在宅での生活が困難な要介護高齢者の受け皿として、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）および認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）の整備を進めます。

介護老人福祉施設について、入所希望者の長期待機を解消するために、建設補助を行った区外施設については、今後も利用を確保します。

また、在宅では対応の難しい中重度要介護者の増加が予想されることを踏まえ、民間事業者による新規施設1か所の整備誘導も図っていきます。

認知症対応型共同生活介護については、目黒区における高齢者人口に対する利用定員の比率（整備率）が0.15%であり、23区平均0.23%を大きく下回り整備が進んでいないことから、都の認知症高齢者グループホーム重点的緊急整備地域として指定されています。

このため、第5期においては整備率が23区平均を上回るよう、第4期事業計画の未整備数を繰り越したうえで、第5期整備数を上乗せして計画を作成します。

また国において、地価が高い都市部における用地確保の困難性を踏まえ、認知症対応型共同生活介護の1施設あたりのユニット^{*}数の上限が2ユニット^{*}から3ユニット^{*}へ緩和されたことから、目黒区においても事業所の参入を促進するために平成24年度から3ユニット^{*}の整備を可能とします。

なお、特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）については、平成20年度実績値と平成23年度見込値とを比較すると、保険給付費が43%増と急激に増加しており、整備誘導は計画的に行う必要があります。

特定施設入居者生活介護の区内整備については、第5期においては、新たに創設されたサービス付き高齢者向け住宅^{*}などの整備・運営状況を把握したうえで、施設・居住系サービスの基盤整備の考え方を整理・検討していくこととしました。

(単位：事業所数、利用定員)

	24年3月末見込		24年度	25年度	26年度	合計	備考	
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	6(504人)		0	0	1(80人)	7(584人)	ほか、区外契約施設15か所(299人)	
	圏域別内訳	北部						3(270人)
		東部						1(44人)
		中央						
		南部						1(90人)
		西部						1(100人)
介護老人保健施設 (短期入所療養介護含む)	2(220人)		0	0	0	2(220人)		
	圏域別内訳	北部						
		東部						1(100人)
		中央						1(120人)
		南部						
		西部						
介護療養型医療施設 (短期入所療養介護含む)	1(38人)		0	0	0	1(38人)	介護療養型医療施設は平成29年度末までに廃止予定	
	圏域別内訳	北部						
		東部						
		中央						
		南部						
		西部						1(38人)
特定施設入居者生活介護 (混合型介護付有料老人ホーム)	10(435人)		0	0	0	10(435人)		
	圏域別内訳	北部						
		東部						3(127人)
		中央						1(67人)
		南部						2(102人)
		西部						4(139人)
特定施設入居者生活介護 (介護専用型有料老人ホーム)	1(43人)		0	0	0	1(43人)		
	圏域別内訳	北部						
		東部						
		中央						
		南部						
		西部						1(43人)
認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	8*(72人)		12*(108人)	3*(27人)	2*(18人)	25*(225人)	*整備数はユニット数	
	圏域別内訳	北部						1*(9人)
		東部						
		中央						
		南部						2*(18人)
		西部						5*(45人)

整備圏域は、事業所の分布に偏りが生じないように配慮します。

* 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護および地域密着型特定施設入居者生活介護は、区内の整備実績および第5期中の整備計画はありません。

2 居住系以外の地域密着型サービス

日常生活圏域ごとに地域性を踏まえながらサービス提供を行う、居住系以外の地域密着型サービス^{*}は、急増が見込まれる認知症高齢者等が住み慣れた地域で日々安心して生活を続けていくために、今後も引き続き整備を促進していく必要があります。

認知症対応型通所介護については、採算性の問題などから、計画どおりに事業所を整備誘導することが難しい状況ですが、今後、在宅の認知症高齢者が更に増加することが確実視されているため、整備を見込むこととしました。

新たなサービスとして設けられた定期巡回・随時対応型訪問介護看護と複合型サービスは、それぞれ夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護の機能を有したうえで、医療ニーズにも対応したサービスであるため、一定の需要が見込まれます。

一方、小規模多機能型居宅介護と夜間対応型訪問介護については、利用が伸びていない状況にあることから、今後は定期巡回・随時対応型訪問介護看護および複合型サービスの整備を促進することとし、小規模多機能型居宅介護と夜間対応型訪問介護は整備を見込まないこととしました。

(単位：事業所数、利用定員)

	24年3月末見込		24年度	25年度	26年度	合計	備考	
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	—		各圏域 2*	0	0	各圏域 2*	* 整備数は 1 圏域につ きサービス を提供する 事業所数	
	圏域別内訳	北部						
		東部						
		中央						
		南部						
		西部						
1 (20人)		0	0	0	1 (20人)			
圏域別内訳	北部							
	東部							
	中央							
	南部						1 (20人)	
	西部							
夜間対応型訪問介護	1		0	0	0	1	1 事業所で 区内全域を 管轄	
	圏域別内訳	北部						} 1
		東部						
		中央						
		南部						
		西部						
認知症対応型通所介護	5 (56人)		1 (12人)	2 (24人)	1 (12人)	8 (92人)	整備圏域は、サービス提供地域に偏 りが生じないように配慮します。	
	圏域別内訳	北部						1 (12人)
		東部						
		中央						1 (10人)
		南部						1 (12人)
		西部						2 (22人)
複合型サービス (小規模多機能型居宅介 護+訪問看護)	—		2 (40人)	2 (40人)	1 (20人)	5 (100人)	整備圏域は、サービス提供地域に偏 りが生じないように配慮します。	
	圏域別内訳	北部						
		東部						
		中央						
		南部						
		西部						

* 認知症対応型通所介護については、北部地区の事業所が平成 25 年 3 月末をもって廃止することとされているため、平成 26 年度末の事業所数は合計 8 か所としています。

3 その他居宅サービス

居宅サービスのうち、通所介護は事業所数が3年間で34%増加し、また事業所ごとの特色を持つところが増えているため、利用者の選択の幅が広がっています。

一方、訪問リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護については、一定の需要が見込まれますが、サービス提供事業所が増えていないため、事業所の確保や提供量の増加に努めていきます。